

# 進出協定書

長岡市（以下「甲」という。）と、株式会社長岡火力発電所（以下「乙」という。）とは、乙が西部丘陵東地区に進出するにあたり、次の基本事項について協定を締結する。

（土地の売却）

第1条 乙は、下記西部丘陵東地区の土地について、土地所有者である甲と事業計画等に従い別途土地売買契約を締結するものとする。

土地の所在地	地目	面積
長岡市深沢町字大沢ほか地内	宅地	総面積 約 17,000 m <sup>2</sup>

2 前項の土地の面積等については、確定測量後に決定するものとする。

（土地利用等）

第2条 乙は、事業計画等に基づき、適正な土地利用を図るものとする。

（事業活動への協力）

第3条 甲は、乙との適切な情報交換に努め、乙の円滑な事業活動に協力するものとする。

（公害の防止）

第4条 乙は、事業所等の操業にあたっては、公害防止に関する協定を別途締結し、公害防止に万全の措置を講ずるものとする。

（地域貢献等）

第5条 乙は、新規の雇用については、業務上支障のない範囲内において、地元住民を優先的に採用するよう配慮するものとする。

2 乙は、業務上支障のない範囲内において、将来的な周辺立地企業等へのエネルギー供給等、西部丘陵東地区の付加価値の向上に資するよう努め、甲はこれに協力するものとする。

3 乙は、操業後の事業所等を、業務上支障のない範囲内において、地域住民等に視察又は見学会等の環境エネルギー教育の場となる活用に配慮し、甲はこれに協力するものとする。

（その他）

第6条 乙は、経済情勢の変動その他やむを得ない事由により、事業所等の操業予定時期の変更を要する場合及び事業活動に重大な変更を生ずる場合は、遅滞なく甲に書面で通知するものとし、必要に応じ、甲乙協議のうえ本協定の内容を見直すことができる。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名の上、各自1通を保有する。

平成 28 年 4 月 19 日

新潟県長岡市大手通1丁目4番地10

甲 長岡市  
長岡市長

東京都品川区東五反田5丁目11番1号

乙 株式会社長岡火力発電所  
代表取締役